

水道管の凍結防止と除雪のお願い

水道管の凍結

寒さが厳しくなり気温が低くなる12～3月は、水道管や蛇口、メーターが凍りやすくなります。水道管が凍結すると、水が出なくなったり、水道管が破損したりすることがあります。特に、気温がマイナス3度前後になると凍結しやすく、場合によっては漏水の危険が高まります。

もう一度ご家庭の水道管を点検して、凍結による漏水・破損を防ぎましょう。

凍結の防止

凍結しやすいのはどんな場所？

- むき出しになっている水道管
- 風当たりの強い場所にある水道管や蛇口
- 日陰にある水道管や蛇口
- 屋外にある水道管や蛇口



家庭でも簡単に！凍結防止策

①むきだしになっている水道管を保温材で覆う

水道管を保温材で覆っておくと、水道管を冷たい外気から守ることができ、水温の低下・水道管の凍結を防ぐことができます。発泡スチロールやポリエチレンなどの素材でできた保温材で、水道管を覆っておきましょう。

また、継ぎ目や蛇口の付け根は、雨水や水分がしみこまないように防水テープでしっかりと巻きましょう。

保温材がないときは、布やタオルが保温材の代わりになります。

布やタオルを水道管に巻き付けた上から、ビニール袋など濡れないものをかぶせて、ビニールテープなどで固定しましょう。

②水抜きをしておく

水道管に水抜栓が付いているときは、水抜きをしましょう。水道管内の水を抜くことで凍結の危険がぐっと低くなります。

凍結したときは

凍結したときの対処

- 自然に溶けるのを待つ
- 凍った部分にタオルをかぶせ、その上からぬるま湯をゆっくりかける



注意

水道管に直接熱湯をかけると破裂することがあります。タオルをかぶせた上から、ぬるま湯をかけてください。

破裂したときの対処

- メーターボックスの中にある「元栓」を閉める
- 指定給水装置工事事業者へ連絡し、修繕の依頼をする

※指定給水装置工事事業者以外の修繕工事は、水道料金減免制度の対象外です。



▲指定給水装置工事事業者はこちら

水道料金減免制度

水道の漏水があったときのための料金減免制度を設けています。凍結などで漏水を発見したときは、町へ申請をしてください。

[対象者] 宅地内の配管やバルブなどが不可抗力により破損し、水道が漏水した世帯
※蛇口パッキンの劣化などで給水用具から発生した漏水は対象外です。

[減免の目安] 漏水したと思われる水量の料金の半額

- [注意事項]**
- 修繕工事は、指定給水装置工事事業者へ依頼してください
※自分で工事した場合や指定給水装置工事事業者以外の業者で修繕した場合は対象外です。
 - 申請書の作成は、指定給水装置工事事業者へ依頼してください
 - 漏水量が少量の場合は、減免の対象にならないことがあります
 - 修繕工事費用は、自己負担です
※指定給水装置工事事業者が不明な場合は、お問い合わせください。

[申請先] 地域整備課上下水道室 ☎ 0859-68-5540

◆宅内漏水の確認方法



水道を使用すると、水道メーターのパイロットが回転します。
水道を全て止めて、パイロットが回転していたら、どこかで漏水しています。



除雪作業～ご協力をお願いします～

路上に車や物は置かないでください



路上に車や物などが放置してあると、除雪作業の妨げになります。絶対にやめましょう。

木の伐採をお願いします



積雪により木の枝や竹などが道路上に垂れ下がると、除雪作業や通行の妨げになります。

雪により垂れ下がるような枝や竹は、所有者や管理者で伐採してください。

門前の除雪は各戸でお願いします



除雪作業により、門前に雪がたまることがあります。各戸で除雪をお願いします。

消防水利の除雪をお願いします



積雪により、消防車輛が消防水利に近づけなくなります。

消防水利周辺の除雪をお願いします。

問い合わせ先

地域整備課 上下水道室 ☎ 0859-68-5540
環境整備室 ☎ 0859-68-5539